

大阪市告示第878号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|----------------------------|--------------|-------------------|
| 大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場 | 令和8年7月6日（月） | 午後5時から 午後10時まで |
| | 令和8年7月13日（月） | |
| | 令和8年7月27日（月） | |

2 供用時間の変更

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|----------------------------|--------------|-------------------|
| 大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場 | 令和8年7月3日（金） | 午前9時から 午後10時まで |
| | 令和8年7月10日（金） | |
| | 令和8年7月17日（金） | |
| | 令和8年7月24日（金） | |
| | 令和8年7月31日（金） | |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）